

Ⅱ 就業支援

母子家庭の母等に対する主な就業支援について(平成25年度)

就業相談・職業紹介等	職業訓練等	給付金等	雇用保険給付(被保険者)
マザーズハローワーク事業 (173か所) <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催 	国及び都道府県が行う公共職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> ●託児サービスを付加した委託訓練の実施。また、訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。 ●母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国3か所で実施(東京都、大阪府、兵庫県) 	職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費) <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給 	基本手当 <ul style="list-style-type: none"> ●労働契約が更新されずに離職した有期労働者について、給付日数増加 ●解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を60日延長
ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (59か所) <ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介 ●同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。 	職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。 ●母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。 	高等技能訓練促進費等事業 <ul style="list-style-type: none"> ●2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 市町村民非課税世帯月額：100,000円 // 課税世帯月額：70,500円 ・支給期間 修学する期間の全期間(上限2年) 	再就職手当 <ul style="list-style-type: none"> ●早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ 給付額：基本手当日額×支給残日数×5/10または6/10
ハローワークにおける職業紹介等 <ul style="list-style-type: none"> ●就職支援ナビゲーター等による個別支援 ●トライアル雇用の活用 ●公的職業訓練の受講あっせん 	職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。 ●母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。 	自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。 	受給資格要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ●労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	母子家庭等就業・自立支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ●就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。 ●就業準備に関するセミナー等の開催 ●養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ●就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。 ●就業準備に関するセミナー等の開催 ●養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施 	在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供 ●在宅就業者に対するスキルアップ支援 ●在宅就業に関する相談対応 ●ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施 	自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。 	助成金
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供 ●在宅就業者に対するスキルアップ支援 ●在宅就業に関する相談対応 ●ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施 	自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。 	特定求職者雇用開発助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成
就労意欲喚起等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。 	在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供 ●在宅就業者に対するスキルアップ支援 ●在宅就業に関する相談対応 ●ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施 	自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。 	トライアル雇用奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワークの紹介により試用雇用(原則3か月)する事業主に対して月額最大4万円を支給
母子自立支援プログラム策定等事業 <ul style="list-style-type: none"> ●個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。 	在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供 ●在宅就業者に対するスキルアップ支援 ●在宅就業に関する相談対応 ●ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施 	自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。 	キャリアアップ助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成 <ol style="list-style-type: none"> ①正規雇用等転換コース ②人材育成コース ③処遇改善コース ④健康管理コース ⑤短時間正社員コース ⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする
母子自立支援プログラム策定等事業 <ul style="list-style-type: none"> ●個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。 	在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供 ●在宅就業者に対するスキルアップ支援 ●在宅就業に関する相談対応 ●ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	両立支援助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援助成金を支給<両立支援助成金> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 ○子育て期短時間勤務支援助成金 ○中小企業両立支援助成金 <ol style="list-style-type: none"> ①代替要員確保コース ②休業中能力アップコース ③継続就業支援コース ④期間雇用者継続就業支援コース ※事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合、支給額に上乗せする(①②④対象)

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

母子家庭等の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 (平成24年度実績 99.1%)	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子自立支援プログラム策定等事業 (平成24年度実績 62.4%)	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金 (平成24年度実績 91.6%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金 (平成24年度実績 91.2%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給する。

母子家庭の母に対する就業支援の実績(1)

1 ハローワークによる支援

母子家庭の母の職業紹介状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
紹介件数	391,551件	475,903件	475,566件	491,240件	487,183件
就職件数	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件

マザーズハローワーク事業

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
就職件数	35,263件	54,532件	63,510件	69,137件	69,413件

2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談件数	78,405件	90,614件	89,729件	101,536件	106,055件
就職件数	5,718件	6,794件	5,748件	6,644件	6,638件

母子家庭の母に対する就業支援の実績(2)

3 母子自立支援プログラム策定等事業

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	39か所 (83.0%)	20か所 (100.0%)	38か所 (92.7%)	463か所 (58.6%)	560か所 (62.4%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
策定件数	7,162件	7,677件	6,952件	7,179件	7,590件
就職件数	4,851件	4,740件	4,315件	4,441件	4,462件

4 自立支援教育訓練給付金

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	715か所 (90.5%)	823か所 (91.6%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支給件数	1,806件	2,145件	1,537件	1,159件	1,234件
就職件数	1,096件	1,282件	880件	682件	880件

母子家庭の母に対する就業支援の実績(3)

5 高等職業訓練促進給付金

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	711か所 (90.0%)	819か所 (91.2%)

総支給件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総支給件数	2,099件	5,230件	7,969件	10,287件	9,582件

資格取得者数及び就職件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資格取得者数	1,544件	1,590件	2,114件	3,016件	3,821件
就職件数	1,291件	1,332件	1,714件	2,442件	3,079件

1 マザーズハローワーク事業

拠点

マザーズハローワーク(13箇所【平成18年度より設置】)

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー(160箇所【平成19年度より設置】)

- ・ 平成19年度より、マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワーク(19年度35箇所、20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所、23年度5箇所、24年度5箇所の計160箇所)内のコーナーとして設置。
- ・ 25年度においては、更に全国に4箇所増予定。

* 24年度173箇所 → 25年度177箇所へ事業拠点を拡充

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

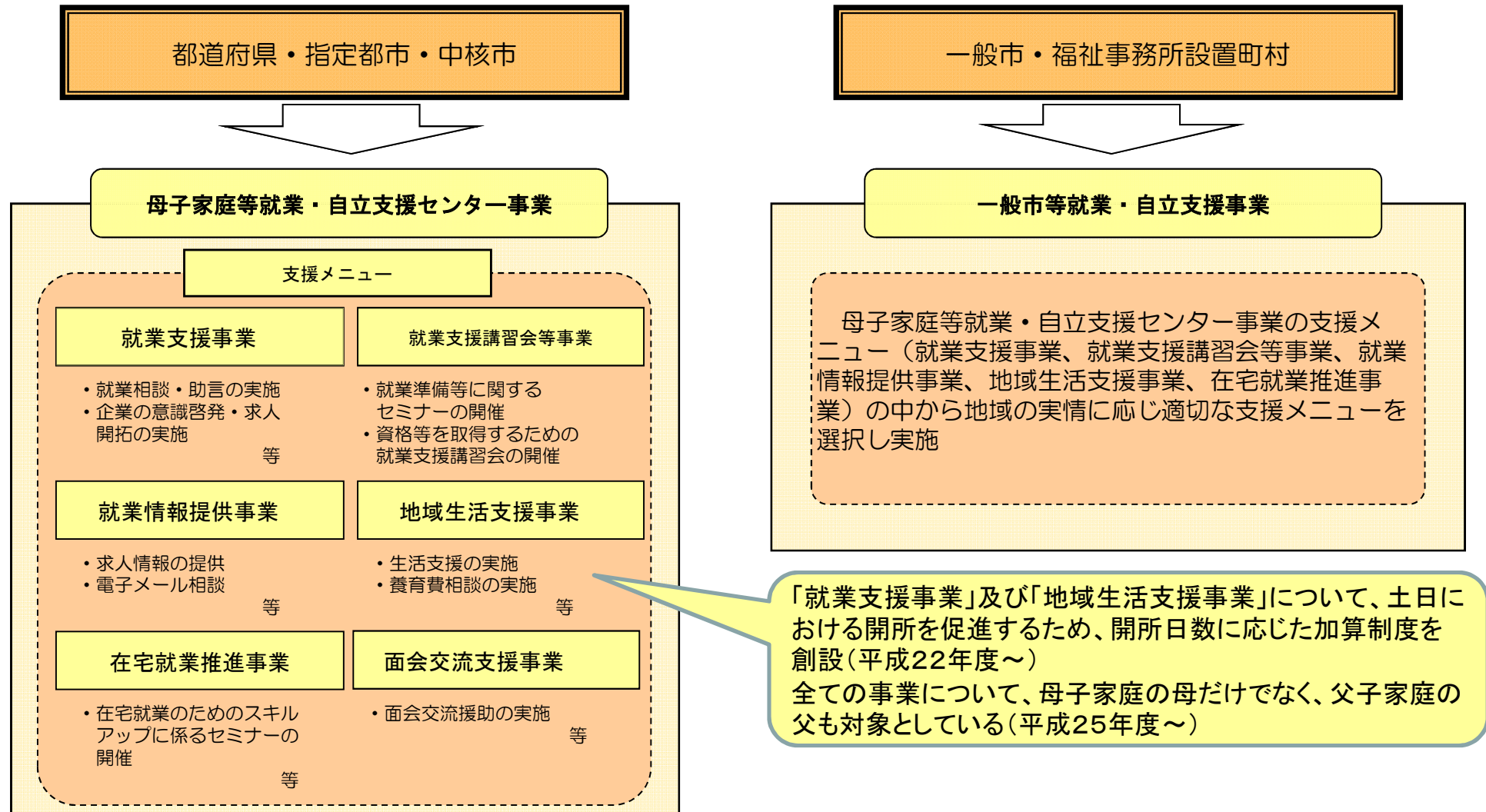
○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置
- ・ 庁舎狭あい等によりマザーズコーナーの設置が困難な所について、既存の職業相談窓口で地域のマザーズ向け求人や子育て関連情報を提供しながら職業相談・紹介を実施できるよう拡張整備

2 母子家庭等就業・自立支援事業

創設:平成15年度
 相談件数:106,055件(平成24年度)
 就職件数: 6,638件(平成24年度)

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。



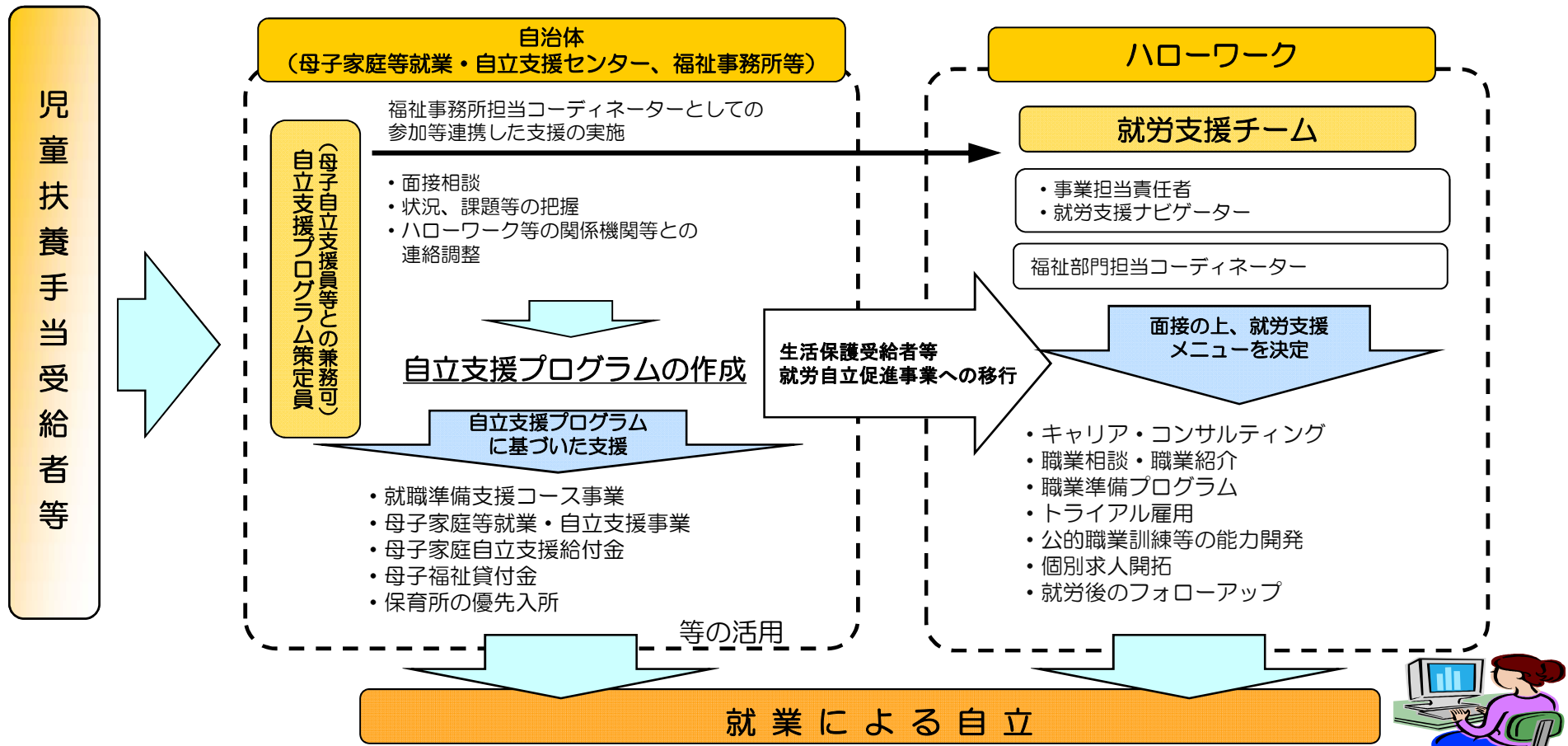
実施先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2b.html>

3 母子自立支援プログラム策定等事業

創設:平成17年度
策定数:7,590件(平成24年度)

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。



4 自立支援教育訓練給付金

目的

母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
(平成15年度創設)

対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- ② 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ③ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

実施主体の自治体の長が指定。

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ② 就業に結び付く可能性の高い講座
- ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)。(ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。)

実施主体等

・実施主体 : 都道府県、市、福祉事務所設置町村 (負担割合: 国 3/4、都道府県等 1/4)

支給実績(平成24年度)

- ・支給件数: 1,234件
- ・就職件数: 880件

5 高等職業訓練促進給付金

目的

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
(平成15年度創設)

対象者

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
- ② 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

対象資格

就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等

支給内容

- ・支給対象期間：修業する全期間（上限2年）
- ・支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

実施主体等

- ・実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（負担割合：国 3/4、都道府県等 1/4）

支給実績（平成24年度）

- ・総支給件数：9,582件（全ての修学年次を合計）
- ・資格取得者数：3,821人（看護師1,481人、准看護師1,580人、介護福祉士274人、保育士219人など）
- ・就職者数：3,079人（看護師1,355人、准看護師1,095人、介護福祉士237人、保育士180人など）

高等職業訓練促進給付金 事業実績

○総支給件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総支給件数	2,099件	5,230件	7,969件	10,287件	9,582件

○資格取得者数及び就職件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資格取得者数	1,544件	1,590件	2,114件	3,016件	3,821件
就職件数	1,291件	1,332件	1,714件	2,442件	3,079件

資格取得の状況(平成24年度)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	1,481人 (38.8)	1,355人	1,320人	26人	9人
准看護師	1,580人 (41.3)	1,095人	924人	164人	7人
介護福祉士	274人 (7.2)	237人	202人	33人	2人
保育士	219人 (5.7)	180人	123人	53人	4人
歯科衛生士	50人 (1.3)	40人	36人	4人	0人
理学療法士	44人 (1.2)	42人	42人	0人	0人
作業療法士	42人 (1.1)	38人	36人	1人	1人
美容師	35人 (0.9)	25人	13人	9人	3人
鍼灸師	24人 (0.6)	14人	6人	1人	7人
その他	72人 (1.9)	53人	38人	11人	4人
合計	3,821人 (100.0)	3,079人	2,740人	302人	37人

平成24年度実績(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成24（2012）年度には母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる8企業などを表彰した。

◎ 社会福祉法人吾郷会（島根県美郷町）

◎ 公益財団法人豊郷病院（滋賀県豊郷町）

◎ 社会福祉法人偕恵園特別養護老人ホーム椿寿
（神奈川県横浜市）

◎ 有限会社日和（富山県富山市）

◎ 医療法人正恵会（青森県おいらせ町）

◎ 特定医療法人社団朋友会（神奈川県横浜市）

◎ 医療法人成悠会（徳島県小松島市）

◎ 医療法人財団北聖会（富山県富山市）

（50音順）